

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C支社に所属し、トラック運転手として就労していたが、平成〇年〇月〇日、バイクでの通勤途上に歩行者と接触して転倒し、負傷した。
- 2 請求人は、同日、D病院に救急搬送され、「左鎖骨遠位端骨折、めまい、難聴」と診断され入院治療を受け、平成〇年〇月〇日に退院後、治療を継続し、同病院の耳鼻科は引き続き通院となったが、同病院の整形外科は同年〇月〇日に最終診察となった。請求人は、同整形外科から転医先の医療機関を紹介されたものの、それとは別のE整骨院に通院し、休業を継続した。
- 3 本件は、請求人がめまいと難聴により就労できないとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで（以下「本件請求期間」という。）の休業給付を請求したところ、監督署長が上記期間のうちD病院耳鼻科への通院日のみ休業給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の休業給付の請求に対し、通院日のみを支給するとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、休業が必要となった傷病名及び症状について、めまいを中心に述べているようであるが、左鎖骨遠位端骨折、めまい、難聴のいずれであるか、判然としないことから、左鎖骨遠位端骨折を担当したD病院整形外科、めまい及び難聴を担当した同病院耳鼻科の診断について、併せて検討する。
- (2) 労災保険法における休業給付の支給要件は、決定書理由に説示するとおり、医師から安静を命じられた場合や医師から就労を禁止又は制限された場合等医師が治療上の目的から必要な諸般の指示をなし、その指示に従うことによって療養のため労働することができない場合であり、「療養のため労働することができない」とは、必ずしも負傷前と同一の労働ができないというものではなく、一般的に働くことができない場合をいうものである。
- (3) そこで、請求人の就労の可能性について担当医師の意見等をみると、次のとおりである。

整形外科（左鎖骨遠位端骨折）については、D病院整形外科F医師は、平成〇年〇月〇日付け療養内容についての回答において、同年〇月〇日の最終診察段階で就労可能と考える旨述べている。

また、耳鼻科（めまい、難聴）については、同病院耳鼻科G医師は、本件請求期間直後の同年〇月〇日付け意見書において、軽作業は可能と考えられる旨述べており、同病院の診療録においても、本件請求期間直前の同年〇月〇日の

診察でめまいに対し定期内服処方、同年〇月〇日の診察では内服してからめまいの頻度は減っている旨の記載があり、本件請求期間後間もなくの同年〇月〇日の診察では、聴力低下なく、急な寝返りでふらつきが出るのがたまにあるが、症状は軽快している旨の記載も認められる。

- (4) そうすると、本件決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、本件請求期間について、請求人は担当医師の診断によって休業したものとはいえ、また、一般的に働くことができない状態にあったともいえないことから、D病院への通院日を除き、労災保険法上において療養のため労働することができなかつたものと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。